

平成26年

中小企業等労働条件実態調査報告書

青森県商工労働部労政・能力開発課

は じ め に

平成26年の本県の雇用情勢は、緩やかに持ち直しているとされている県内景気を背景に改善が進み、平成26年平均の有効求人倍率は0.80倍と過去最高となっています。しかし、全国と比較すれば依然として低位に位置しており、また、賃金についても、都市部との格差が残っている状況にあります。

これを踏まえ、県では、更なる雇用情勢の改善に向けて、国による「戦略産業雇用創造プロジェクト」や地方創生関連の交付金等、国の事業の活用を図りながら雇用の拡大と処遇の改善を進めることとしています。

この報告書は、県内の中小企業等における勤務制度、労働時間制度、一時金支給状況、各種休暇制度など基本的な労働条件の実態を把握するために、毎年実施している「中小企業等労働条件実態調査」の結果を取りまとめたものです。

この報告書が、県内労働者の労働条件の向上と各企業における労務管理の改善を図るための一助となれば幸いです。

最後に、調査に御協力をいただきました県内の各企業の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

青森県商工労働部労政・能力開発課長

鈴 井 秀 彦

目 次

調査の説明	-----	1
調査結果概要		
I 非正規労働者の正社員化		
第1表 非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度の有無	-----	2
第2表 正規労働者への今後の登用方針	-----	2
II 労働組合の組織状況		
第3表 労働組合の有無	-----	3
III 勤務制度・労働時間制		
第4表 設定している勤務制度	-----	3
第5表 変形労働時間制の有無	-----	4
第6表 変形労働時間制の実施形態(実施事業所)	-----	4
IV 一時金支給状況		
第7表 一時金支給状況	-----	5
第8表 一時金規模別・業種別支給状況(男性 事務・営業・販売・技術労働者)	-----	5
第9表 一時金規模別・業種別支給状況(女性 事務・営業・販売・技術労働者)	-----	6
第10表 一時金規模別・業種別支給状況(男性 生産・労務労働者)	-----	6
第11表 一時金規模別・業種別支給状況(女性 生産・労務労働者)	-----	7
V 休暇制度		
第12表 週休制の形態	-----	7
第13表 年間休日日数	-----	8
第14表 年次有給休暇	-----	8
第15表 年次有給休暇以外の有給休暇制度の有無	-----	9
第16表 年次有給休暇以外の有給休暇制度	-----	9
VI 育児休業制度		
第17表 育児休業制度の規定の有無	-----	10
第18表 育児休業制度の利用状況	-----	10
第19表 育児休業制度の利用期間(女性の実績)	-----	11
第20表 その他の育児関連制度の有無	-----	11
第21表 その他の育児関連制度の内容	-----	12
第22表 その他の育児関連制度の対象期間	-----	12
VII 子ども看護休暇制度		
第23表 子ども看護休暇制度の規定の有無	-----	13
第24表 子ども看護休暇制度の利用可能日数	-----	13
第25表 子ども看護休暇利用実績	-----	14
VIII 介護休業制度		
第26表 介護休業制度の規定の有無	-----	14
第27表 介護休業制度の利用実績	-----	15
第28表 その他の介護関連制度の有無	-----	15
第29表 その他の介護関連制度	-----	16
IX 介護休暇制度		
第30表 介護休暇制度の規定の有無	-----	17
第31表 介護休暇制度の利用可能日数	-----	17
第32表 介護休暇利用実績	-----	18
X 育児・介護休業者の代替職員の配置		
第33表 育児休業者の代替職員配置	-----	19
第34表 介護休業者の代替職員配置	-----	19
X 病気休職・病気休業制度		
第35表 病気休職・病気休業制度の有無	-----	20
第36表 病気休職・病気休業制度の利用期間	-----	20
第37表 病気休職・病気休業制度のうち、メンタルヘルス上の理由による利用期間	-----	21

調査の説明

1 調査の目的

本調査は、県内中小企業等の労働条件のうち、労働時間制、一時金支給状況、休暇制度、育児・介護休業制度等の実態を把握し、労働行政の基礎資料とするために実施したものである。

2 調査の方法

(1) 調査地域：青森県全域

(2) 調査対象事業所

調査対象事業所は、無作為に抽出した中小企業等1,000事業所とした。
このうち、回答があったのは471事業所(回収率 47.1%)で、産業別・企業規模別の内訳は下記のとおりである。

産業	規模					
	全規模	9人以下	10～29人	30人～99人	100人～299人	300人以上
合計	471	66	137	174	72	22
建設業	65	2	20	39	4	0
製造業	149	12	38	63	29	7
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1	3	4	0	0
情報通信業	8	0	4	1	2	1
運輸業	23	1	8	8	4	2
卸売業・小売業	81	23	31	17	9	1
金融業・保険業	9	1	2	2	2	2
宿泊業・飲食サービス業	7	0	1	3	3	0
医療・福祉	16	0	2	7	6	1
教育・学習支援業	15	1	6	5	2	1
サービス業	65	19	14	18	8	6
その他	25	6	8	7	3	1

(3) 調査時点：平成26年12月31日現在

(4) 調査期間：青森県商工労働部 労政・能力開発課

(5) 調査票の記入・回収：調査票は対象企業に送付し、回収した。(郵送による自計式)

3 利用上の注意

集計は、各調査項目について有効な回答を集計したため、調査項目によって回答数に若干の違いが生じている。

なお、集計データ数の少ない分類等もあることから、本書のデータについては、本県中小企業等の平均値ではなく、動向を把握するための参考値として利用いただきたい。

調査結果概要

I 非正規労働者の正社員化

非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度のある事業所は196事業所で、回答があった事業所中42.3%となっている。

第1表 非正規労働者(正規以外の労働者)を正社員にする制度の有無

区 分	(%)		
	計	ある	ない
計	463 (100)	196 (42.3)	267 (57.7)
9人以下	65 (100)	16 (24.6)	49 (75.4)
10～29人	133 (100)	51 (38.3)	82 (61.7)
30～99人	172 (100)	77 (44.8)	95 (55.2)
100～299人	71 (100)	41 (57.7)	30 (42.3)
300人以上	22 (100)	11 (50.0)	11 (50.0)
建設業	64 (100)	21 (32.8)	43 (67.2)
製造業	146 (100)	64 (43.8)	82 (56.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	3 (37.5)	5 (62.5)
情報通信業	8 (100)	4 (50.0)	4 (50.0)
運輸業	23 (100)	10 (43.5)	13 (56.5)
卸売業・小売業	81 (100)	30 (37.0)	51 (63.0)
金融業・保険業	8 (100)	6 (75.0)	2 (25.0)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	4 (57.1)	3 (42.9)
医療・福祉	16 (100)	11 (68.8)	5 (31.3)
教育・学習支援業	15 (100)	10 (66.7)	5 (33.3)
サービス業	63 (100)	25 (39.7)	38 (60.3)
その他	24 (100)	8 (33.3)	16 (66.7)

※未回答 8社

第2表 正規労働者への今後の登用方針

※正社員に転換する制度の有無にかかわらず回答

区 分	(%)				
	計	定期的に登用	随時登用	登用する予定なし	未定
計	458 (100)	53 (11.6)	160 (34.9)	66 (14.4)	179 (37.7)
9人以下	65 (100)	2 (3.1)	15 (23.1)	14 (21.5)	34 (52.3)
10～29人	131 (100)	9 (6.9)	46 (35.1)	17 (13.0)	59 (45.0)
30～99人	171 (100)	18 (10.5)	64 (37.4)	22 (12.9)	67 (39.2)
100～299人	69 (100)	16 (23.2)	29 (42.0)	10 (14.5)	14 (20.3)
300人以上	22 (100)	8 (36.4)	6 (27.3)	3 (13.6)	5 (22.7)
建設業	64 (100)	6 (9.4)	22 (34.4)	7 (10.9)	29 (45.3)
製造業	142 (100)	13 (9.2)	46 (32.4)	21 (14.8)	62 (43.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	1 (12.5)
情報通信業	8 (100)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)
運輸業	22 (100)	4 (18.2)	6 (27.3)	5 (22.7)	7 (31.8)
卸売業・小売業	81 (100)	8 (9.9)	35 (43.2)	9 (11.1)	29 (35.8)
金融業・保険業	9 (100)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	4 (44.4)
宿泊業・飲食サービス業	6 (100)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	4 (66.7)
医療・福祉	16 (100)	4 (25.0)	9 (56.3)	2 (12.5)	1 (6.3)
教育・学習支援業	15 (100)	3 (20.0)	4 (26.7)	2 (13.3)	6 (40.0)
サービス業	63 (100)	7 (11.1)	23 (36.5)	9 (14.3)	24 (38.1)
その他	24 (100)	6 (25.0)	4 (16.7)	5 (20.8)	9 (37.5)

※未回答13社

II 労働組合の組織状況

労働組合のある事業所は90事業所で、全体の19.1%となっている。規模別の組織率をみると、「300人以上」が54.5%と最も多く、次いで「100人～299人」が36.1%となっている。業種別の組織率をみると、「運輸業」が52.2%と最も多く、次いで「金融業・保険業」が44.4%となっている。

第3表 労働組合の有無

区 分	(%)		
	計	ある	ない
計	471 (100)	90 (19.1)	381 (80.9)
9人以下	66 (100)	6 (9.1)	60 (90.9)
10～29人	137 (100)	12 (8.8)	125 (91.2)
30～99人	174 (100)	34 (19.5)	140 (80.5)
100～299人	72 (100)	26 (36.1)	46 (63.9)
300人以上	22 (100)	12 (54.5)	10 (45.5)
建設業	65 (100)	2 (3.1)	63 (96.9)
製造業	149 (100)	28 (18.8)	121 (81.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	3 (37.5)	5 (62.5)
情報通信業	8 (100)	3 (37.5)	5 (62.5)
運輸業	23 (100)	12 (52.2)	11 (47.8)
卸売業・小売業	81 (100)	10 (12.3)	71 (87.7)
金融業・保険業	9 (100)	4 (44.4)	5 (55.6)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	0 (0.0)	7 (100.0)
医療・福祉	16 (100)	3 (18.8)	13 (81.3)
教育・学習支援業	15 (100)	6 (40.0)	9 (60.0)
サービス業	65 (100)	14 (21.5)	51 (78.5)
その他	25 (100)	5 (20.0)	20 (80.0)

III 勤務制度・労働時間制

1 多様な働き方について

多様な働き方を設定している実事業所数は61事業所で、「短時間正社員制度」を設定している事業所が44事業所(68.8%)と最も多く、次いで「地域限定社員制度」12事業所(18.8%)となっている。

第4表 設定している勤務制度(制度は複数回答)

区 分	実施事業所数	実施制度計	設定している勤務制度 (%)			
			短時間正社員制度	地域限定正社員制度	在宅勤務制度	その他
計	61	64 (100)	44 (68.8)	12 (18.8)	5 (7.8)	3 (4.7)
9人以下	7	7 (100)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)	1 (14.3)
10～29人	16	16 (100)	13 (81.3)	3 (18.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
30～99人	22	25 (100)	16 (64.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	1 (4.0)
100～299人	13	13 (100)	9 (69.2)	2 (15.4)	1 (7.7)	1 (7.7)
300人以上	3	3 (100)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	8	9 (100)	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)
製造業	24	24 (100)	14 (58.3)	5 (20.8)	3 (12.5)	2 (8.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1 (100)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	4	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
運輸業	3	4 (100)	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	6	6 (100)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融業・保険業	0	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	0	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	4	4 (100)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	2	2 (100)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	5	5 (100)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	4	5 (100)	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)

2 変形労働時間制の有無

就業規則等により変形労働時間制を採用している事業所は、全体で361事業所(76.6%)となっている。規模別にみると、「30人～99人」が最も多く86.2%となっており、業種別では、「建設業」が最も多く89.2%となっており、次いで「医療・福祉」が87.5%となっている。

第5表 変形労働時間制の有無

区 分	計	(%)	
		採用している	採用していない
計	471 (100)	361 (76.6)	110 (23.4)
9人以下	66 (100)	33 (50.0)	33 (50.0)
10～29人	137 (100)	103 (75.2)	34 (24.8)
30～99人	174 (100)	150 (86.2)	24 (13.8)
100～299人	72 (100)	60 (83.3)	12 (16.7)
300人以上	22 (100)	15 (68.2)	7 (31.8)
建設業	65 (100)	58 (89.2)	7 (10.8)
製造業	149 (100)	122 (81.9)	27 (18.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	6 (75.0)	2 (25.0)
情報通信業	8 (100)	6 (75.0)	2 (25.0)
運輸業	23 (100)	18 (78.3)	5 (21.7)
卸売業・小売業	81 (100)	63 (77.8)	18 (22.2)
金融業・保険業	9 (100)	4 (44.4)	5 (55.6)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	5 (71.4)	2 (28.6)
医療・福祉	16 (100)	14 (87.5)	2 (12.5)
教育・学習支援業	15 (100)	7 (46.7)	8 (53.3)
サービス業	65 (100)	42 (64.6)	23 (35.4)
その他	25 (100)	16 (64.0)	9 (36.0)

3 変形労働時間制の実施形態

変形労働時間制の実施形態は、「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所が257事業所(65.1%)と最も多く、次いで「1ヶ月単位の変形労働時間制」99事業所(25.1%)となっている。

第6表 変形労働時間制の実施形態(実施事業所)(複数回答)

区 分	実施事業所数	実施制度計	(%)			
			採用している変形労働時間制の形態			
			フレックスタイム	1週間単位	1ヶ月単位	1年単位
計	361	395 (100)	21 (5.3)	18 (4.6)	99 (25.1)	257 (65.1)
9人以下	33	36 (100)	1 (2.8)	0 (0.0)	13 (36.1)	22 (61.1)
10～29人	103	114 (100)	4 (3.5)	9 (7.9)	22 (19.3)	79 (69.3)
30～99人	150	163 (100)	6 (3.7)	8 (4.9)	32 (19.6)	117 (71.8)
100～299人	60	64 (100)	6 (9.4)	1 (1.6)	26 (40.6)	31 (48.4)
300人以上	15	18 (100)	4 (22.2)	0 (0.0)	6 (33.3)	8 (44.4)
建設業	58	62 (100)	0 (0.0)	2 (3.2)	7 (11.3)	53 (85.5)
製造業	122	131 (100)	9 (6.9)	4 (3.1)	17 (13.0)	101 (77.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	6	7 (100)	1 (14.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	3 (42.9)
情報通信業	6	7 (100)	3 (42.9)	1 (14.3)	2 (28.6)	1 (14.3)
運輸業	18	20 (100)	1 (5.0)	2 (10.0)	7 (35.0)	10 (50.0)
卸売業・小売業	63	72 (100)	3 (4.2)	6 (8.3)	20 (27.8)	43 (59.7)
金融業・保険業	4	4 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	5	5 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)
医療・福祉	14	15 (100)	1 (6.7)	0 (0.0)	10 (66.7)	4 (26.7)
教育・学習支援業	7	9 (100)	0 (0.0)	1 (11.1)	2 (22.2)	6 (66.7)
サービス業	42	45 (100)	2 (4.4)	2 (4.4)	15 (33.3)	26 (57.8)
その他	16	18 (100)	1 (5.6)	0 (0.0)	7 (38.9)	10 (55.6)

IV 一時金支給状況

平成26年度の一時金支給状況について男女別にみると、男性「事務・営業・販売・技術労働者」の夏季手当(賞与)は333,404円、年末手当(賞与)は377,259円となっている。

男性「生産・労務労働者」の夏季手当(賞与)は254,367円、年末手当(賞与)は272,437円となっている。

女性「事務・営業・販売・技術労働者」の夏季手当(賞与)は236,270円、年末手当(賞与)は272,409円となっている。

女性「生産・労務労働者」の夏季手当(賞与)は161,390円、年末手当(賞与)は170,260円となっている。

第7表 一時金支給状況

(単位:円)

区 分		夏期手当(賞与) 平均支給額	年末手当(賞与) 平均支給額	決算手当(賞与) 平均支給額	寒冷地手当 平均支給額	その他手当 平均支給額
事務・営業・販売 ・技術労働者	男性	333,404	377,259	221,874	56,360	100,042
	女性	236,270	272,409	158,788	43,572	62,477
生産・労務労働者	男性	254,367	272,437	149,214	48,251	42,915
	女性	161,390	170,260	74,025	19,623	27,347

第8表 一時金規模別・業種別支給状況 (男性 事務・営業・販売・技術労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額
計	297	333,404	304	377,259	66	221,874	32	56,360	31	100,042
9人以下	32	320,734	32	391,108	6	178,456	3	88,167	7	221,689
10～29人	72	263,287	70	341,749	16	210,161	7	33,982	9	52,248
30～99人	116	352,624	126	372,949	27	227,736	9	64,619	11	91,333
100～299人	57	370,843	55	406,569	14	241,030	11	52,885	3	21,527
300人以上	20	387,913	21	423,611	3	229,035	2	69,821	1	10,000
建設業	42	247,592	50	295,846	16	232,538	0	0	5	34,703
製造業	84	395,765	82	422,460	15	208,498	8	43,431	3	12,576
電気・ガス・熱供給・水道業	7	407,504	7	428,116	1	201,404	1	39,273	2	111,429
運輸業	8	473,729	7	675,507	1	156,386	2	46,803	0	0
情報通信業	15	182,399	15	201,566	1	489,400	2	36,250	0	0
卸売業・小売業	49	289,837	49	332,988	13	191,500	4	49,966	7	51,286
金融業・保険業	7	359,622	7	357,659	2	205,705	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	1	120,000	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	15	381,048	15	475,812	0	0	5	75,609	1	169,000
教育・学習支援業	10	338,460	10	412,720	3	151,648	5	68,885	6	121,215
サービス業	46	337,072	45	425,095	11	291,278	4	77,093	6	229,317
その他	14	333,887	16	323,136	3	129,508	1	20,000	1	36,000

第9表 一時金規模別・業種別支給状況 (女性 事務・営業・販売・技術労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額
計	296	236,270	304	272,409	64	158,788	33	43,572	27	62,477
9人以下	26	272,092	27	317,116	5	118,433	3	82,333	4	96,740
10～29人	80	202,792	77	258,688	16	141,010	9	37,000	10	59,620
30～99人	115	237,221	127	260,363	26	178,625	9	43,972	9	73,294
100～299人	55	258,526	52	298,550	14	155,762	10	36,960	3	11,407
300人以上	20	256,939	21	273,365	3	163,054	2	46,265	1	9,843
建設業	44	164,785	52	196,070	16	154,508	0	0	2	7,600
製造業	89	249,905	88	270,613	14	135,303	7	26,933	4	25,000
電気・ガス・熱供給・水道業	6	329,377	7	380,602	1	212,460	1	16,000	1	22,083
運輸業	8	267,617	7	398,417	1	115,369	2	38,864	0	0
情報通信業	13	140,024	12	166,483	1	360,808	3	58,333	1	20,000
卸売業・小売業	47	215,368	46	252,406	12	151,162	4	40,733	7	48,714
金融業・保険業	7	272,612	7	291,199	2	174,410	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	1	100,000	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	15	288,723	15	364,488	0	0	5	53,144	1	170,200
教育・学習支援業	11	287,513	11	367,372	4	81,125	6	46,604	6	95,534
サービス業	42	273,230	42	330,300	10	227,837	4	63,088	4	50,795
その他	14	250,470	16	263,862	3	109,928	1	20,000	1	36,000

第10表 一時金規模別・業種別支給状況 (男性 生産・労務労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額	事業所数	金 額
計	169	254,367	178	272,437	27	149,214	14	48,251	13	42,915
9人以下	8	340,638	9	344,167	1	350,000	0	0	1	4,000
10～29人	33	196,935	33	243,481	5	204,028	5	52,883	4	35,438
30～99人	81	267,954	87	279,979	12	139,217	6	48,987	7	51,063
100～299人	35	249,826	37	258,202	8	106,949	3	39,141	1	54,706
300人以上	12	276,317	12	287,486	1	132,440	0	0	0	0
建設業	26	153,114	33	173,920	8	132,987	0	0	3	56,694
製造業	92	292,673	91	314,473	14	143,936	8	40,064	3	30,333
電気・ガス・熱供給・水道業	4	381,234	4	378,292	1	153,440	1	26,667	0	0
運輸業	1	990,322	1	1,015,510	0	0	0	0	0	0
情報通信業	10	118,136	10	144,988	1	298,700	2	70,000	1	30,000
卸売業・小売業	9	308,837	10	309,858	1	16,667	0	0	2	35,000
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	2	342,883	2	399,150	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	2	534,432	2	587,556	0	0	2	74,167	1	103,110
サービス業	17	166,950	18	208,019	2	240,488	1	40,000	2	28,853
その他	6	168,689	7	191,782	0	0	0	0	1	36,000

第11表 一時金規模別・業種別支給状況 (女性 生産・労務労働者)

(単位:円)

区 分	夏期手当(賞与)		年末手当(賞与)		決算手当(賞与)		寒冷地手当		その他手当	
	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額	事業所数	金額
計	107	161,390	110	170,260	20	74,025	3	19,623	9	27,347
9人以下	5	253,733	5	289,447	0	0	0	0	1	4,000
10～29人	15	119,360	14	144,441	3	53,333	0	0	1	75,000
30～99人	47	190,227	49	190,381	10	79,250	1	16,000	6	24,193
100～299人	28	117,139	30	128,653	6	71,389	2	21,435	1	21,960
300人	12	165,758	12	172,570	1	99,667	0	0	0	0
建設業	6	71,417	6	79,283	5	35,800	0	0	0	0
製造業	72	179,393	71	189,779	12	97,822	3	19,623	3	30,333
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	1	337,250	0	0	0	0	0	0
運輸業	1	625,592	1	607,254	1	17,632	0	0	0	0
情報通信業	5	66,989	5	91,620	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	6	176,331	7	129,876	0	0	0	0	2	35,000
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	2	304,221	2	335,671	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	11	96,205	12	104,604	2	55,000	0	0	3	16,373
その他	4	59,664	5	100,051	0	0	0	0	1	36,000

V 休暇制度

1 週休制の形態

週休制の形態をみると、「その他の週休2日制」が231事業所(49.4%)と最も多く、次いで「完全週休2日制」が102事業所(21.8%)となっている。

第12表 週休制の形態(複数回答)

(%)

区 分	実施事業所数	週休1日制	週休1日半制	完全週休2日制	その他の週休2日制	その他
計	468 (100)	19 (4.2)	16 (3.4)	102 (21.8)	231 (49.4)	101 (21.6)
9人以下	66 (100)	5 (7.6)	6 (9.1)	16 (24.2)	30 (45.5)	9 (13.6)
10～29人	135 (100)	7 (5.2)	3 (2.2)	32 (23.7)	71 (52.6)	22 (16.3)
30～99人	173 (100)	5 (2.9)	6 (3.5)	29 (16.8)	86 (49.7)	47 (27.2)
100人～299人	72 (100)	2 (2.8)	1 (1.4)	15 (20.8)	35 (48.6)	20 (27.8)
300人以上	22 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (45.5)	9 (40.9)	3 (13.6)
建設業	65 (100)	1 (1.5)	0 (0.0)	7 (10.8)	43 (66.2)	15 (23.1)
製造業	148 (100)	4 (2.7)	1 (0.7)	27 (18.2)	76 (51.4)	40 (27.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	0 (0.0)
運輸業	8 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	0 (0.0)
情報通信業	23 (100)	2 (8.7)	0 (0.0)	4 (17.4)	12 (52.2)	5 (21.7)
卸売業・小売業	81 (100)	4 (4.9)	4 (4.9)	14 (17.3)	44 (54.3)	15 (18.5)
金融業・保険業	9 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)
医療・福祉	15 (100)	0 (0.0)	1 (6.7)	2 (13.3)	3 (20.0)	9 (60.0)
教育・学習支援業	15 (100)	1 (6.7)	1 (6.7)	7 (46.7)	2 (13.3)	4 (26.7)
サービス業	64 (100)	3 (4.7)	7 (10.9)	19 (29.7)	28 (43.8)	7 (10.9)
その他	25 (100)	3 (12.0)	0 (0.0)	4 (16.0)	13 (52.0)	5 (20.0)

※未回答3社

注：週休制の形態

1 週休1日制	
2 週休1日半制	
3 完全週休2日制	
4 その他の週休2日制	月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制
5 その他	完全週休2日制より、休日日数が多いもの、変形休日制

2 年間休日日数

年間休日日数をみると「100日～109日」が129事業所(29.6%)で最も多く、次いで「90日～99日」が84事業所(18.0%)、「80日～89日」が73事業所(15.6%)となっている。

第13表 年間休日日数(複数回答)

区分	実施制度計	69日以下	70日～79日	80日～89日	90日～99日	100日～109日	110日～119日	120日～129日	130日以上
計	467 (100)	17 (3.6)	14 (3.0)	73 (15.6)	84 (18.0)	138 (29.6)	66 (14.1)	65 (13.9)	11 (2.4)
9人以下	66 (100)	7 (10.6)	1 (1.5)	14 (21.2)	11 (16.7)	13 (19.7)	8 (12.1)	10 (15.2)	2 (3.0)
10～29人	136 (100)	5 (3.7)	5 (3.7)	21 (15.4)	26 (19.1)	39 (28.7)	16 (11.8)	16 (11.8)	8 (5.9)
30～99人	172 (100)	3 (1.7)	5 (2.9)	33 (19.2)	31 (18.0)	53 (30.8)	29 (16.9)	18 (10.5)	1 (0.6)
100～299人	71 (100)	2 (2.8)	3 (4.2)	4 (5.6)	11 (15.5)	29 (40.8)	10 (14.1)	12 (16.9)	0 (0.0)
300人以上	22 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.5)	5 (22.7)	4 (18.2)	3 (13.6)	9 (40.9)	0 (0.0)
建設業	64 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (32.8)	11 (17.2)	20 (31.3)	8 (12.5)	3 (4.7)	1 (1.6)
製造業	146 (100)	3 (2.1)	0 (0.0)	11 (7.5)	19 (13.0)	53 (36.3)	30 (20.5)	29 (19.9)	2 (1.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0.0)
運輸業	8 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	6 (75.0)	1 (12.5)
情報通信業	23 (100)	1 (4.3)	1 (4.3)	6 (26.1)	3 (13.0)	10 (43.5)	1 (4.3)	0 (0.0)	1 (4.3)
卸売業・小売業	81 (100)	5 (6.2)	2 (2.5)	14 (17.3)	22 (27.2)	25 (30.9)	7 (8.6)	4 (4.9)	2 (2.5)
金融業・保険業	9 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	4 (44.4)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	3 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	16 (100)	0 (0.0)	3 (18.8)	1 (6.3)	3 (18.8)	5 (31.3)	2 (12.5)	2 (12.5)	0 (0.0)
教育・学習支援業	15 (100)	0 (0.0)	1 (6.7)	2 (13.3)	1 (6.7)	3 (20.0)	2 (13.3)	3 (20.0)	3 (20.0)
サービス業	65 (100)	3 (4.6)	5 (7.7)	13 (20.0)	15 (23.1)	10 (15.4)	9 (13.8)	10 (15.4)	0 (0.0)
その他	25 (100)	2 (8.0)	2 (8.0)	5 (20.0)	5 (20.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	1 (4.0)

※未回答4社

注：(計算例)

$$\text{年間52週} \times \text{週休〇日} = \text{〇〇〇日} + \text{年末年始} + \text{GW} + \text{その他} = \text{〇〇〇日}$$

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与及び取得状況をみると、1労働者当たり繰越日数を除く平均付与日数は17.6日となっている。これに対する平均取得日数は8.6日となっており、平均取得率は48.9%となっている。

業種別では「教育・学習支援業」の取得日数が11.2日と最も多く、「宿泊業・飲食サービス業」が6.8日と最も少ない。

第14表 年次有給休暇

区分	実施事業所数	(日)		(%)
		平均付与日数 A	平均取得日数 B	平均取得率(%) B/A×100
計	445	17.6	8.6	48.9
9人以下	59	17.5	8.1	46.3
10～29人	129	17.7	8.5	48.0
30～99人	165	17.5	8.8	50.3
100～299人	70	17.3	8.0	46.2
300人以上	22	18.4	11.2	60.9
建設業	63	18.7	8.6	46.0
製造業	141	17.3	9.9	57.2
電気・ガス・熱供給・水道業	8	17.9	9.0	50.3
運輸業	8	18.5	8.4	45.4
情報通信業	20	16.3	8.6	52.8
卸売業・小売業	74	17.9	6.9	38.5
金融業・保険業	7	20.4	8.3	40.7
宿泊業・飲食サービス業	6	13.8	6.8	49.3
医療・福祉	14	17.5	7.2	41.1
教育・学習支援業	15	18.4	11.2	60.9
サービス業	64	17.1	7.7	45.0
その他	25	16.9	8.9	52.7

※未回答 26社

4 年次有給休暇以外の有給休暇

年次有給休暇以外の有給休暇制度を実施している事業所は136事業所で、全体の28.9%となっている。

業種別にみると、「医療・福祉」が60.0%と最も多くなっている。

第15表 年次有給休暇以外の有給休暇制度の有無

区分	計	ある	ない
計	471 (100)	136 (28.9)	335 (71.1)
9人以下	66 (100)	7 (10.6)	59 (89.4)
10～29人	137 (100)	34 (24.8)	103 (75.2)
30～99人	174 (100)	50 (28.7)	124 (71.3)
100～299人	72 (100)	29 (40.3)	43 (59.7)
300人以上	22 (100)	16 (72.7)	6 (27.3)
建設業	65 (100)	12 (18.5)	53 (81.5)
製造業	149 (100)	43 (28.9)	106 (71.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	3 (37.5)	5 (62.5)
運輸業	8 (100)	5 (62.5)	3 (37.5)
情報通信業	23 (100)	5 (21.7)	18 (78.3)
卸売業・小売業	81 (100)	19 (23.5)	62 (76.5)
金融業・保険業	9 (100)	5 (55.6)	4 (44.4)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	2 (28.6)	5 (71.4)
医療・福祉	16 (100)	6 (37.5)	10 (62.5)
教育・学習支援業	15 (100)	8 (53.3)	7 (46.7)
サービス業	65 (100)	16 (24.6)	49 (75.4)
その他	25 (100)	11 (44.0)	14 (56.0)

休暇の種類としては、「リフレッシュ休暇」が32事業所(19.8%)と最も多く、次いで「ボランティア休暇」が16事業所(9.9%)、「メモリアル休暇」が14事業所(8.6%)となっている。

第16表 年次有給休暇以外の有給休暇制度(複数回答)

区分	実施事業所数	実施制度計	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	メモリアル休暇	その他の特別休暇
計	135	162 (100)	32 (19.8)	16 (9.9)	14 (8.6)	100 (61.7)
9人以下	7	7 (100)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)
10～29人	33	42 (100)	11 (26.2)	3 (7.1)	2 (4.8)	26 (61.9)
30～99人	50	58 (100)	9 (15.5)	8 (13.8)	9 (15.5)	32 (55.2)
100～299人	29	33 (100)	6 (18.2)	2 (6.1)	2 (6.1)	23 (69.7)
300人以上	16	22 (100)	5 (22.7)	3 (13.6)	0 (0.0)	14 (63.6)
建設業	12	14 (100)	2 (14.3)	3 (21.4)	1 (7.1)	8 (57.1)
製造業	43	50 (100)	11 (22.0)	3 (6.0)	6 (12.0)	30 (60.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	4 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	3 (75.0)
運輸業	5	9 (100)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	5 (55.6)
情報通信業	5	5 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
卸売業・小売業	19	20 (100)	6 (30.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	12 (60.0)
金融業・保険業	5	9 (100)	2 (22.2)	1 (11.1)	2 (22.2)	4 (44.4)
宿泊業・飲食サービス業	2	2 (100)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	6	7 (100)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	5 (71.4)
教育・学習支援業	8	10 (100)	1 (10.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	7 (70.0)
サービス業	16	17 (100)	2 (11.8)	1 (5.9)	1 (5.9)	13 (76.6)
その他	11	15 (100)	3 (20.0)	4 (26.7)	0 (0.0)	8 (53.4)

注：(疾病、災害、結婚、出産育児、介護、生理、忌引にかかる休暇は除いています。)

1のリフレッシュ休暇とは、勤労者のリフレッシュを目的として付与する連続休暇をいいます。

2のボランティア休暇とは、各種の社会貢献活動を行う勤労者に付与する休暇をいいます。

3のメモリアル休暇とは、勤労者本人の誕生日や結婚記念日などに付与する休暇をいいます。

VI 育児休業制度

1 育児休業制度の規定の有無

就業規則等に育児休業制度の規定がある事業所は421事業所で、全体の89.8%となっている。

第17表 育児休業制度の規定の有無

区 分	計		
	計	規定がある	規定がない
計	469 (100)	421 (89.8)	48 (10.2)
9人以下	65 (100)	40 (61.5)	25 (38.5)
10～29人	137 (100)	121 (88.3)	16 (11.7)
30～99人	173 (100)	166 (96.0)	7 (4.0)
100～299人	72 (100)	72 (100.0)	0 (0.0)
300人以上	22 (100)	22 (100.0)	0 (0.0)
建設業	65 (100)	59 (90.8)	6 (9.2)
製造業	148 (100)	137 (92.6)	11 (7.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	7 (87.5)	1 (12.5)
運輸業	8 (100)	8 (100.0)	0 (0.0)
情報通信業	23 (100)	22 (95.7)	1 (4.3)
卸売業・小売業	80 (100)	69 (86.3)	11 (13.8)
金融業・保険業	9 (100)	8 (88.9)	1 (11.1)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	6 (85.7)	1 (14.3)
医療・福祉	16 (100)	16 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	15 (100)	15 (100.0)	0 (0.0)
サービス業	65 (100)	53 (81.5)	12 (18.5)
その他	25 (100)	21 (84.0)	4 (16.0)

※未回答2社

2 育児休業制度の利用状況

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間に出産した(配偶者が出産した)人のうち、育児休業制度の利用状況(利用予定も含む。)をみると、出産者が696人に対して利用者が244人で、育児休業取得率は35.1%となり、女性の育児休業取得率は89.3%、男性の育児取得率は0.7%となっている。平成26年1月1日から12月31日までの間に育児休業を終了し、復職した女性は、189人(94.5%)となっている。

第18表 育児休業制度の利用状況

区 分	出産者がいた事業所数	従業員(配偶者)出産者数			出産者のうち育児休業利用者数			復職状況	
		女性(従業員)	男性(配偶者)	(出産者数=100%)	女性	男性	復職予定女性数A	復職女性数B	
計	216 (100)	696 (100)	270 (38.8)	426 (61.2)	244 (35.1)	241 (89.3)	3 (0.7)	200 (100)	189 (94.5) B/A×100
9人以下	8 (3.7)	10 (100)	3 (30.0)	7 (70.0)	3 (30.0)	2 (66.7)	1 (14.3)	1 (100)	1 (100.0)
10～29人	48 (22.2)	57 (100)	18 (31.6)	39 (68.4)	14 (24.6)	14 (77.8)	0 (0.0)	12 (100)	10 (83.3)
30～99人	79 (36.6)	149 (100)	65 (43.6)	84 (56.4)	53 (35.6)	52 (80.0)	1 (1.2)	41 (100)	39 (95.1)
100～299人	59 (27.3)	255 (100)	75 (29.4)	180 (70.6)	69 (27.1)	68 (90.7)	1 (0.6)	57 (100)	54 (94.7)
300人以上	22 (10.2)	225 (100)	109 (48.4)	116 (51.6)	105 (46.7)	105 (96.3)	0 (0.0)	89 (100)	85 (95.5)
建設業	23 (10.6)	34 (100)	6 (17.6)	28 (82.4)	4 (11.8)	4 (66.7)	0 (0.0)	3 (100)	3 (100.0)
製造業	80 (37.0)	265 (100)	103 (38.9)	162 (61.1)	94 (35.5)	92 (89.3)	2 (1.2)	76 (100)	72 (94.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (1.9)	5 (100)	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (100)	0 (0.0)
運輸業	5 (2.3)	23 (100)	4 (17.4)	19 (82.6)	3 (13.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	5 (100)	5 (100.0)
情報通信業	11 (5.1)	19 (100)	2 (10.5)	17 (89.5)	2 (10.5)	1 (50.0)	1 (5.9)	3 (100)	3 (100.0)
卸売業・小売業	28 (13.0)	75 (100)	28 (37.3)	47 (62.7)	24 (32.0)	24 (85.7)	0 (0.0)	19 (100)	17 (89.5)
金融業・保険業	4 (1.9)	38 (100)	16 (42.1)	22 (57.9)	13 (34.2)	13 (81.3)	0 (0.0)	13 (100)	13 (100.0)
宿泊業・飲食サービス業	4 (1.9)	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)	3 (42.9)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100)	1 (0.0)
医療・福祉	13 (6.0)	84 (100)	59 (70.2)	25 (29.8)	52 (61.9)	52 (88.1)	0 (0.0)	42 (100)	41 (97.6)
教育・学習支援業	9 (4.2)	18 (100)	9 (50.0)	9 (50.0)	9 (50.0)	9 (100.0)	0 (0.0)	4 (100)	4 (100.0)
サービス業	27 (12.5)	106 (100)	36 (34.0)	70 (66.0)	35 (33.0)	35 (97.2)	0 (0.0)	30 (100)	28 (93.3)
その他	8 (3.7)	22 (100)	4 (18.2)	18 (81.8)	5 (22.7)	5 (125.0)	0 (0.0)	2 (100)	2 (100.0)

※復職状況は、平成26年1月1日～12月31日までの間に、育児休業を終了し、復職する予定であった女性の数と、そのうち実際に復職した女性の数である。

※このほか、「養子縁組をした子」についての質問を行ったが、養子縁組の実績は0であった。

3 育児休業制度の利用期間

育児休業制度の利用期間をみると、「10ヶ月～12ヶ月未満」が最も多く30.6%、次いで「6ヶ月～10ヶ月」が26.3%となっている。

第19表 育児休業制度の利用期間(女性の実績)

(%)

区 分	利用者数	3ヶ月未満	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12～24ヶ月	24ヶ月以上
計	232 (100)	30 (12.9)	38 (16.4)	61 (26.3)	71 (30.6)	32 (13.8)	0 (0.0)
9人以下	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	13 (100)	3 (23.1)	5 (38.5)	0 (0.0)	4 (30.8)	1 (7.7)	0 (0.0)
30～99人	48 (100)	13 (27.1)	8 (16.7)	15 (31.3)	7 (14.6)	5 (10.4)	0 (0.0)
100～299人	64 (100)	4 (6.3)	10 (15.6)	24 (37.5)	20 (31.3)	6 (9.4)	0 (0.0)
300人以上	105 (100)	9 (8.6)	14 (13.3)	22 (21.0)	40 (38.1)	20 (19.0)	0 (0.0)
建設業	3 (100)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	86 (100)	9 (10.5)	14 (16.3)	25 (29.1)	29 (33.7)	9 (10.5)	0 (0.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	4 (100)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
情報通信業	1 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 #####	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	24 (100)	6 (25.0)	3 (12.5)	6 (25.0)	8 (33.3)	1 (4.2)	0 (0.0)
金融業・保険業	18 (100)	3 (16.7)	3 (16.7)	3 (16.7)	9 (49.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	14 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	39 (100)	3 (7.7)	5 (12.8)	14 (35.9)	0 (0.0)	17 (43.6)	0 (0.0)
教育・学習支援業	9 (100)	0 (0.0)	2 (22.2)	4 (44.4)	3 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	30 (100)	8 (26.7)	9 (30.0)	7 (23.3)	5 (16.7)	1 (3.3)	0 (0.0)
その他	4 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)

4 その他の育児関連制度の有無及び内容

その他の育児に関連した制度のある事業所は365事業所で、全体の82.2%となっている。

第20表 その他の育児関連制度の有無

(%)

区 分	計	ある	ない
計	444 (100)	365 (82.2)	79 (17.8)
9人以下	57 (100)	27 (47.4)	30 (52.6)
10～29人	126 (100)	97 (77.0)	29 (23.0)
30～99人	169 (100)	152 (89.9)	17 (10.1)
100～299人	70 (100)	68 (97.1)	2 (2.9)
300人以上	22 (100)	21 (95.5)	1 (4.5)
建設業	64 (100)	53 (82.8)	11 (17.2)
製造業	142 (100)	118 (83.1)	24 (16.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	7 (87.5)	1 (12.5)
運輸業	8 (100)	8 (100.0)	0 (0.0)
情報通信業	20 (100)	18 (90.0)	2 (10.0)
卸売業・小売業	77 (100)	57 (74.0)	20 (26.0)
金融業・保険業	9 (100)	7 (77.8)	2 (22.2)
宿泊業・飲食サービス業	6 (100)	5 (83.3)	1 (16.7)
医療・福祉	16 (100)	16 (100.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	14 (100)	12 (85.7)	2 (14.3)
サービス業	60 (100)	45 (75.0)	15 (25.0)
その他	20 (100)	19 (95.0)	1 (5.0)

※未回答 27社

その他の育児関連制度の内容をみると、「育児のための短時間勤務制度」が328事業所(30.7%)と最も多く、次いで「時間外労働又は深夜業の制限」が283事業所(26.5%)となっている。

第21表 その他の育児関連制度の内容(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	育児のための短時間勤務制度	育児のためのフレックス制度や時差出勤	所定外労働の免除	事業内保育施設の設置運営	復帰に備えた業務等に関する情報提供	育児休業中又は復帰前後の講習等の実施	育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	育児休業中の生活資金の貸付制度	時間外労働又は深夜業の制限
計	365	1069 (100)	328 (30.7)	69 (6.5)	250 (23.4)	2 (0.2)	58 (5.5)	54 (5.1)	18 (1.7)	7 (0.7)	283 (26.5)
9人以下	27	64 (100)	20 (31.3)	3 (4.7)	16 (25.0)	1 (1.6)	3 (4.7)	2 (3.1)	2 (3.1)	0 (0.0)	17 (26.6)
10～29人	97	252 (100)	80 (31.7)	21 (8.3)	57 (22.6)	0 (0.0)	10 (4.0)	11 (4.4)	7 (2.8)	2 (0.8)	64 (25.4)
30～99人	152	451 (100)	141 (31.3)	28 (6.2)	104 (23.1)	1 (0.2)	25 (5.5)	23 (5.1)	3 (0.7)	3 (0.7)	123 (27.3)
100～299人	68	232 (100)	67 (28.9)	14 (6.0)	55 (23.7)	0 (0.0)	15 (6.5)	14 (6.0)	4 (1.7)	2 (0.9)	61 (26.3)
300人以上	21	70 (100)	20 (28.6)	3 (4.3)	18 (25.7)	0 (0.0)	5 (7.1)	4 (5.7)	2 (2.9)	0 (0.0)	18 (25.7)
建設業	53	168 (100)	48 (28.6)	9 (5.4)	43 (25.6)	0 (0.0)	10 (6.0)	13 (7.7)	3 (1.8)	1 (0.6)	41 (24.4)
製造業	118	349 (100)	107 (30.7)	23 (6.6)	80 (22.9)	0 (0.0)	20 (5.7)	17 (4.9)	3 (0.9)	1 (0.3)	98 (28.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	7	18 (100)	6 (33.4)	2 (11.1)	4 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (27.8)
運輸業	8	27 (100)	8 (29.7)	4 (14.8)	6 (22.2)	1 (3.7)	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	6 (22.2)
情報通信業	18	54 (100)	17 (31.5)	4 (7.4)	12 (22.2)	0 (0.0)	5 (9.3)	2 (3.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	13 (24.1)
卸売業・小売業	57	147 (100)	48 (32.7)	13 (8.8)	31 (21.1)	0 (0.0)	6 (4.1)	4 (2.7)	2 (1.4)	1 (0.7)	42 (28.6)
金融業・保険業	7	20 (100)	6 (30.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (25.0)
宿泊業・飲食サービス業	5	15 (100)	4 (26.7)	1 (6.8)	3 (20.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	4 (26.7)
医療・福祉	16	54 (100)	16 (29.6)	1 (1.9)	11 (20.4)	1 (1.9)	3 (5.6)	5 (9.3)	2 (3.7)	1 (1.9)	14 (25.9)
教育・学習支援業	12	41 (100)	11 (26.8)	2 (4.9)	9 (22.0)	0 (0.0)	2 (4.9)	3 (7.3)	3 (7.3)	1 (2.4)	10 (24.4)
サービス業	45	121 (100)	41 (33.9)	5 (4.1)	31 (25.6)	0 (0.0)	5 (4.1)	5 (4.1)	3 (2.5)	1 (0.8)	30 (24.8)
その他	19	55 (100)	16 (29.1)	4 (7.3)	15 (27.3)	0 (0.0)	3 (5.5)	2 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (27.3)

その他の育児関連制度の対象期間をみると、「満3歳に達するまで」が194事業所(28.2%)と最も多く、次いで「満1歳に達するまで」が172事業所(25.0%)となっている。

第22表 その他の育児関連制度の対象期間(複数回答)

(%)

区分	実施制度計	満1歳に達するまで	満1歳を超え、満3歳未満	満3歳に達するまで	満3歳を超え、小学校就学前の一定の年齢に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	それを超える期間	定めがない
計	687 (100)	172 (25.0)	55 (8.0)	194 (28.2)	54 (7.9)	171 (24.9)	10 (1.5)	31 (4.5)
育児のための短時間勤務制度	319 (100)	126 (39.4)	26 (8.2)	99 (31.0)	12 (3.8)	44 (13.8)	6 (1.9)	6 (1.9)
育児のためのフレックス制度や時差出勤	26 (100)	8 (30.9)	5 (19.2)	7 (26.9)	1 (3.8)	4 (15.4)	1 (3.8)	0 (0.0)
所定外労働の免除	135 (100)	14 (10.5)	16 (11.9)	65 (48.0)	8 (5.9)	31 (23.0)	1 (0.7)	0 (0.0)
事業内保育施設の設置運営	2 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
復帰に備えた業務等に関する情報提供	27 (100)	5 (18.6)	2 (7.4)	6 (22.2)	2 (7.4)	3 (11.1)	0 (0.0)	9 (33.3)
育児休業中又は復帰前後の講習等の実施	27 (100)	7 (26.0)	3 (11.1)	6 (22.2)	0 (0.0)	4 (14.8)	0 (0.0)	7 (25.9)
育児休業中の給与等の全部又は一部を支給	8 (100)	5 (62.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)
育児休業中の生活資金の貸付制度	2 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
時間外労働又は深夜業の制限	141 (100)	7 (5.1)	3 (2.0)	10 (7.1)	30 (21.3)	85 (60.3)	2 (1.4)	4 (2.8)

Ⅶ 子ども看護休暇制度

1 子ども看護休暇制度の規定の有無と利用可能日数

就業規則等に子ども看護休暇制度の規定のある事業所は306事業所で、全体の65.7%となっている。

利用可能日数をみると、「5日」が259事業所(75.5%)と最も多く、次いで「10日以上」が62事業所(18.1%)となっている。

第23表 子ども看護休暇制度の規定の有無

区 分	(%)		
	計	規定がある	規定がない
計	466 (100)	306 (65.7)	160 (34.3)
9人以下	63 (100)	16 (25.4)	47 (74.6)
10～29人	135 (100)	69 (51.1)	66 (48.9)
30～99人	174 (100)	131 (75.3)	43 (24.7)
100～299人	72 (100)	68 (94.4)	4 (5.6)
300人以上	22 (100)	22 (100.0)	0 (0.0)
建設業	65 (100)	43 (66.2)	22 (33.8)
製造業	147 (100)	102 (69.4)	45 (30.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	5 (62.5)	3 (37.5)
運輸業	7 (100)	7 (100.0)	0 (0.0)
情報通信業	24 (100)	18 (75.0)	6 (3.0)
卸売業・小売業	81 (100)	43 (53.1)	38 (46.9)
金融業・保険業	9 (100)	6 (66.7)	3 (33.3)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)
医療・福祉	16 (100)	14 (87.5)	2 (12.5)
教育・学習支援業	15 (100)	13 (86.7)	2 (13.3)
サービス業	63 (100)	35 (55.6)	28 (44.4)
その他	24 (100)	17 (70.8)	7 (29.2)

※未回答5社

第24表 子ども看護休暇制度の利用可能日数(複数回答)

区 分	実施制度計	1日～4日	5日	6日～9日	10日以上	上限なし
計	333 (100)	4 (1.2)	210 (63.1)	11 (3.3)	59 (17.7)	20 (6.0)
9人以下	27 (100)	1 (3.7)	11 (40.8)	1 (3.7)	3 (11.1)	2 (7.4)
10～29人	79 (100)	3 (3.8)	45 (57.0)	4 (5.1)	11 (13.9)	5 (6.3)
30～99人	139 (100)	0 (0.0)	92 (66.2)	3 (2.2)	28 (20.1)	7 (5.0)
100～299人	67 (100)	0 (0.0)	48 (71.6)	3 (4.5)	12 (17.9)	4 (6.0)
300人以上	21 (100)	0 (0.0)	14 (66.7)	0 (0.0)	5 (23.8)	2 (9.5)
建設業	48 (100)	2 (4.2)	30 (62.5)	1 (2.1)	9 (18.7)	1 (2.1)
製造業	105 (100)	0 (0.0)	74 (70.5)	4 (3.8)	19 (18.1)	3 (2.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (100)	0 (0.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	1 (16.7)
運輸業	8 (100)	0 (0.0)	6 (75.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)
情報通信業	18 (100)	1 (5.6)	10 (55.6)	0 (0.0)	4 (22.2)	2 (11.1)
卸売業・小売業	52 (100)	1 (1.9)	33 (63.5)	0 (0.0)	6 (11.5)	3 (5.8)
金融業・保険業	6 (100)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)
宿泊業・飲食サービス業	3 (100)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
医療・福祉	14 (100)	0 (0.0)	9 (64.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	2 (14.3)
教育・学習支援業	13 (100)	0 (0.0)	5 (38.4)	2 (15.4)	3 (23.1)	3 (23.1)
サービス業	41 (100)	0 (0.0)	26 (63.4)	0 (0.0)	7 (17.1)	3 (7.3)
その他	19 (100)	0 (0.0)	11 (57.9)	2 (10.5)	3 (15.8)	0 (0.0)

2 子ども看護休暇制度の利用実績

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の子ども看護休暇制度の利用実績を見ると、46事業所で206人利用し、延べ休暇日数が748.9日で1人当たり平均利用日数は3.6日となっている。

第25表 子ども看護休暇制度の利用実績

区分	実施事業所数	利用人員	延べ日数	一人あたり平均利用日数
計	46	206	748.9	3.6
9人以下	1	1	1	1.0
10～29人	10	18	101.4	5.6
30～99人	14	33	79	2.4
100～299人	14	66	284.5	4.3
300人以上	7	88	283	3.2
建設業	4	7	23	3.3
製造業	17	61	249.9	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	4	7	1.8
運輸業	2	16	51	3.2
情報通信業	1	1	1	1.0
卸売業・小売業	4	18	50	2.8
金融業・保険業	2	8	21	2.6
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0.0
医療・福祉	3	72	275	3.8
教育・学習支援業	2	2	10	5.0
サービス業	7	13	42	3.2
その他	2	4	19	4.8

Ⅷ 介護休業制度

1 介護休業制度の規定の有無

就業規則等に介護休業制度の規定のある事業所は392事業所で、全体の83.8%となっている。

第26表 介護休業制度の有無

区分	計		規定がある		規定がない	
		(%)		(%)		(%)
計	468	(100)	392	(83.8)	76	(16.2)
9人以下	63	(100)	29	(46.0)	34	(54.0)
10～29人	137	(100)	107	(78.1)	30	(21.9)
30～99人	174	(100)	162	(93.1)	12	(6.9)
100～299人	72	(100)	72	(100.0)	0	(0.0)
300人以上	22	(100)	22	(100.0)	0	(0.0)
建設業	65	(100)	56	(86.2)	9	(13.8)
製造業	149	(100)	130	(87.2)	19	(12.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	6	(75.0)	2	(25.0)
運輸業	8	(100)	8	(100.0)	0	(0.0)
情報通信業	23	(100)	20	(87.0)	3	(13.0)
卸売業・小売業	81	(100)	60	(74.1)	21	(25.9)
金融業・保険業	9	(100)	8	(88.9)	1	(11.1)
宿泊業・飲食サービス業	7	(100)	6	(85.7)	1	(14.3)
医療・福祉	16	(100)	16	(100.0)	0	(0.0)
教育・学習支援業	15	(100)	13	(86.7)	2	(13.3)
サービス業	63	(100)	49	(77.8)	14	(22.2)
その他	24	(100)	20	(83.3)	4	(16.7)

※未回答3社

2 介護休業制度の利用実績

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の介護休暇制度の利用実績をみると、全体で13人で、うち女性は9人、男性は4人であった。

第27表 介護休業制度の利用実績

区 分	計		93日未満		93日～6ヶ月		6～12ヶ月		12ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
計	9	4	9	4	0	0	0	0	0	0
	13		13		0		0		0	
9人以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～29人	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0
30～99人	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
100～299人	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0
300人以上	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0
卸売業・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 その他の介護関連制度

その他の介護関連制度のある事業所は、335事業所で全体の77.7%となっている。その他の介護関連制度をみると、「介護のための短時間勤務制度」が300事業所(41.5%)と最も多く、次いで「時間外労働又は深夜業の制限」が265事業所(36.7%)となっている。

第28表 その他の介護関連制度の有無

区 分	計		(%)			
	ある	ない	ある	ない		
計	431	(100)	335	(77.7)	96	(22.3)
9人以下	53	(100)	21	(39.6)	32	(60.4)
10～29人	121	(100)	86	(71.1)	35	(28.9)
30～99人	165	(100)	144	(87.3)	21	(12.7)
100～299人	71	(100)	65	(91.5)	6	(8.5)
300人以上	21	(100)	19	(90.5)	2	(9.5)
建設業	63	(100)	50	(79.4)	13	(20.6)
製造業	137	(100)	110	(80.3)	27	(19.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	8	(100)	6	(75.0)	2	(25.0)
運輸業	8	(100)	8	(100.0)	0	(0.0)
情報通信業	20	(100)	17	(85.0)	3	(15.0)
卸売業・小売業	75	(100)	50	(66.7)	25	(33.3)
金融業・保険業	8	(100)	6	(75.0)	2	(25.0)
宿泊業・飲食サービス業	6	(100)	5	(83.3)	1	(16.7)
医療・福祉	15	(100)	14	(93.3)	1	(6.7)
教育・学習支援業	15	(100)	11	(73.3)	4	(26.7)
サービス業	59	(100)	42	(71.2)	17	(28.8)
その他	17	(100)	16	(94.1)	1	(5.9)

※未回答40社

第29表 その他の介護関連制度(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	介護のための短時間勤務制度	介護のためのフレックス制度	介護のための時差出勤制度	介護要員の派遣・斡旋	介護費用の貸付補助	介護休業後の復帰に備えた業務等に関する情報提供	介護に関する情報提供・相談	介護休業中の生活資金等の貸付制度	時間外労働又は深夜業の制限
計	335	723 (100)	300 (41.5)	33 (4.6)	62 (8.6)	0 (0.0)	2 (0.3)	40 (5.5)	9 (1.2)	12 (1.7)	265 (36.7)
9人以下	21	43 (100)	18 (41.9)	2 (4.7)	4 (9.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (37.2)
10～29人	86	174 (100)	72 (41.4)	8 (4.6)	19 (10.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (6.3)	2 (1.1)	2 (1.1)	60 (34.5)
30～99人	144	314 (100)	133 (42.4)	13 (4.1)	24 (7.6)	0 (0.0)	2 (0.6)	20 (6.4)	4 (1.3)	2 (0.6)	116 (36.9)
100～299人	65	151 (100)	60 (39.7)	8 (5.3)	12 (7.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (7.3)	3 (2.0)	2 (1.3)	55 (36.4)
300人以上	19	44 (100)	17 (38.6)	2 (4.5)	3 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (40.9)
建設業	50	106 (100)	49 (46.2)	4 (3.8)	7 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	0 (0.0)	6 (5.7)	39 (36.8)
製造業	110	229 (100)	95 (41.5)	8 (3.5)	16 (7.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	13 (5.7)	4 (1.7)	1 (0.4)	91 (39.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	6	16 (100)	6 (37.5)	2 (12.5)	1 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	1 (6.3)	5 (31.3)
運輸業	8	16 (100)	7 (43.8)	1 (6.3)	2 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (37.5)
情報通信業	17	38 (100)	14 (36.8)	3 (7.9)	4 (10.5)	0 (0.0)	1 (2.6)	4 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (31.6)
卸売業・小売業	50	108 (100)	43 (39.8)	7 (6.5)	12 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (4.6)	2 (1.9)	1 (0.9)	38 (35.2)
金融業・保険業	6	13 (100)	6 (46.2)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.7)	5 (38.5)
宿泊業・飲食サービス業	5	15 (100)	5 (33.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	0 (0.0)	5 (33.3)
医療・福祉	14	29 (100)	14 (48.3)	0 (0.0)	2 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (10.3)	1 (3.4)	0 (0.0)	12 (41.4)
教育・学習支援業	11	25 (100)	11 (44.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	10 (40.0)
サービス業	42	88 (100)	38 (43.2)	4 (4.5)	9 (10.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (8.0)	1 (1.1)	1 (1.1)	28 (31.8)
その他	16	37 (100)	12 (32.4)	2 (5.4)	6 (16.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (37.8)

Ⅹ 介護休暇制度

1 介護休暇制度の規定の有無と利用可能日数

就業規則等に介護休暇制度の規定のある事業所は315事業所で、全体の69.1%となっている。
利用可能日数をみると、「5日」が158事業所(51.5%)と最も多く、次いで「10日以上」が91事業所(29.6%)となっている。

第30表 介護休暇制度の規定の有無

(%)

区分	計	規定がある	規定がない
計	456 (100)	315 (69.1)	141 (30.9)
9人以下	64 (100)	22 (34.4)	42 (65.6)
10～29人	127 (100)	83 (65.4)	44 (34.6)
30～99人	171 (100)	128 (74.9)	43 (25.1)
100～299人	72 (100)	61 (84.7)	11 (15.3)
300人以上	22 (100)	21 (95.5)	1 (4.5)
建設業	63 (100)	48 (76.2)	15 (23.8)
製造業	145 (100)	98 (67.6)	47 (32.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	5 (62.5)	3 (37.5)
運輸業	8 (100)	8 (100.0)	0 (0.0)
情報通信業	22 (100)	16 (72.7)	6 (3.0)
卸売業・小売業	79 (100)	47 (59.5)	32 (40.5)
金融業・保険業	8 (100)	6 (75.0)	2 (25.0)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	4 (57.1)	3 (42.9)
医療・福祉	16 (100)	14 (87.5)	2 (12.5)
教育・学習支援業	13 (100)	12 (92.3)	1 (7.7)
サービス業	64 (100)	41 (64.1)	23 (35.9)
その他	23 (100)	16 (69.6)	7 (30.4)

※未回答15社

第31表 介護休暇制度の利用可能日数(複数回答)

(%)

区分	実施制度計	1日～4日	5日	6日～9日	10日以上	上限なし	決まっていない
計	307 (100)	3 (1.0)	158 (51.5)	12 (3.9)	91 (29.6)	20 (6.5)	23 (7.5)
9人以下	22 (100)	1 (4.5)	7 (31.9)	2 (9.1)	5 (22.7)	2 (9.1)	5 (22.7)
10～29人	78 (100)	2 (2.6)	33 (42.3)	5 (6.4)	22 (28.2)	6 (7.7)	10 (12.8)
30～99人	127 (100)	0 (0.0)	70 (55.1)	2 (1.6)	42 (33.1)	6 (4.7)	7 (5.5)
100～299人	59 (100)	0 (0.0)	36 (61.0)	3 (5.1)	16 (27.1)	3 (5.1)	1 (1.7)
300人以上	21 (100)	0 (0.0)	12 (57.1)	0 (0.0)	6 (28.6)	3 (14.3)	0 (0.0)
建設業	48 (100)	1 (2.1)	21 (43.8)	1 (2.1)	17 (35.3)	3 (6.3)	5 (10.4)
製造業	94 (100)	0 (0.0)	52 (55.3)	4 (4.3)	30 (31.9)	3 (3.1)	5 (5.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (100)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (19.9)
運輸業	8 (100)	0 (0.0)	5 (62.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)
情報通信業	16 (100)	1 (6.3)	7 (43.8)	1 (6.3)	5 (31.3)	0 (0.0)	2 (12.4)
卸売業・小売業	47 (100)	1 (2.1)	30 (63.8)	1 (2.1)	8 (17.0)	3 (6.4)	4 (8.5)
金融業・保険業	5 (100)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	4 (100)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
医療・福祉	13 (100)	0 (0.0)	4 (30.8)	1 (7.7)	5 (38.5)	2 (15.4)	1 (7.7)
教育・学習支援業	12 (100)	0 (0.0)	1 (8.2)	2 (16.7)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)
サービス業	39 (100)	0 (0.0)	23 (59.0)	0 (0.0)	11 (28.2)	3 (7.7)	2 (5.1)
その他	16 (100)	0 (0.0)	11 (68.8)	1 (6.3)	3 (18.8)	1 (6.3)	0 (0.0)

※上記で「規定がある」と回答しながら、期間について未回答が8社ある。

2 介護休暇制度の利用実績

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の介護休暇制度の利用実績を見ると、16事業所で58人利用し、延べ休暇日数が282日で1人当たり平均利用日数は4.9日となっている。

第32表 介護休暇制度の利用実績

区 分	実施事業所数	利用人員	延べ日数	一人あたり平均利用日数
計	16	58	282	4.9
9人以下	1	2	2	1.0
10～29人	4	4	45.0	11.3
30～99人	3	3	33	11.0
100～299人	5	26	117.0	4.5
300人以上	3	23	85	3.7
建設業	1	1	1	1.0
製造業	6	27	115.0	4.3
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0.0
運輸業	1	18	59	3.3
情報通信業	2	2	37	18.5
卸売業・小売業	0	0	0	0.0
金融業・保険業	1	1	11	11.0
宿泊業・飲食サービス業	0	0	0	0.0
医療・福祉	2	5	46	9.2
教育・学習支援業	2	2	11	5.5
サービス業	1	2	2	1.0
その他	0	0	0	0.0

X 育児・介護休業者の代替職員の配置

育児休業者の代替職員の配置状況を見ると、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)」とした事業所は163事業所(40.3%)と最も多く、次いで、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した(する)」が65事業所(16.1%)となっている。

第33表 育児休業者の代替職員配置(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)	事業所内の他の部門又は他の事業所からの人員を異動させた(させる)	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用了(する)	その他	未定
計	341	404 (100)	163 (40.3)	58 (14.4)	65 (16.1)	12 (3.0)	106 (26.2)
9人以下	44	45 (100)	7 (15.6)	1 (2.2)	2 (4.4)	1 (2.2)	34 (75.6)
10~29人	83	92 (100)	41 (44.6)	8 (8.7)	9 (9.8)	5 (5.4)	29 (31.5)
30~99人	132	151 (100)	67 (44.4)	20 (13.2)	26 (17.2)	3 (2.0)	35 (23.2)
100~299人	60	82 (100)	34 (41.5)	18 (22.0)	20 (24.4)	2 (2.4)	8 (9.8)
300人以上	22	34 (100)	14 (41.2)	11 (32.4)	8 (23.5)	1 (2.9)	0 (0.0)
建設業	49	51 (100)	22 (43.1)	3 (5.9)	5 (9.8)	0 (0.0)	21 (41.2)
製造業	105	126 (100)	58 (46.0)	22 (17.5)	20 (15.9)	4 (3.2)	22 (17.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	7 (100)	2 (28.6)	1 (14.3)	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
運輸業	7	10 (100)	5 (50.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
情報通信業	15	20 (100)	10 (50.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	4 (20.0)
卸売業・小売業	68	76 (100)	28 (36.8)	8 (10.5)	13 (17.1)	1 (1.3)	26 (34.2)
金融業・保険業	8	12 (100)	3 (25.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	0 (0.0)	2 (16.7)
宿泊業・飲食サービス業	5	6 (100)	2 (33.3)	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	1 (16.7)
医療・福祉	14	21 (100)	8 (38.1)	6 (28.6)	4 (19.0)	2 (9.5)	1 (4.8)
教育・学習支援業	11	13 (100)	5 (38.5)	1 (7.7)	3 (23.0)	2 (15.4)	2 (15.4)
サービス業	41	48 (100)	14 (29.2)	8 (16.7)	7 (14.6)	1 (2.1)	18 (37.5)
その他	13	14 (100)	6 (42.9)	1 (7.1)	0 (0.0)	1 (7.1)	6 (42.9)

介護休業者の代替職員の配置状況を見ると、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)」とした事業所は115事業所(38.7%)と最も多く、次いで、「事業所内の他の部門又は他の事業所からの人員を移動させた(させる)」が76事業所(9.8%)となっている。

第34表 介護休業者の代替職員配置(複数回答)

(%)

区分	実施事業所数	実施制度計	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の職員で対応した(する)	事業所内の他の部門又は他の事業所からの人員を異動させた(させる)	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用了(する)	その他	未定
計	267	297 (100)	115 (38.7)	29 (9.8)	28 (9.4)	5 (1.7)	120 (40.4)
9人以下	38	38 (100)	4 (10.5)	0 (0.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	33 (86.8)
10~29人	69	77 (100)	33 (42.9)	6 (7.8)	7 (9.1)	1 (1.3)	30 (39.0)
30~99人	106	119 (100)	53 (44.5)	12 (10.1)	12 (10.1)	2 (1.7)	40 (33.6)
100~299人	40	46 (100)	18 (39.1)	6 (13.0)	6 (13.0)	1 (2.2)	15 (32.6)
300人以上	14	17 (100)	7 (41.2)	5 (29.4)	2 (11.8)	1 (5.9)	2 (11.8)
建設業	46	48 (100)	21 (43.8)	2 (4.2)	2 (4.2)	0 (0.0)	23 (47.9)
製造業	72	81 (100)	36 (44.4)	11 (13.6)	8 (9.9)	1 (1.2)	25 (30.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	5	7 (100)	2 (28.6)	1 (14.3)	2 (28.6)	0 (0.0)	2 (28.6)
運輸業	6	6 (100)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)
情報通信業	14	18 (100)	9 (50.0)	3 (16.7)	2 (11.1)	0 (0.0)	4 (22.2)
卸売業・小売業	54	61 (100)	21 (34.4)	4 (6.6)	7 (11.5)	0 (0.0)	29 (47.5)
金融業・保険業	6	8 (100)	2 (25.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	3 (37.5)
宿泊業・飲食サービス業	4	5 (100)	2 (40.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
医療・福祉	8	9 (100)	3 (33.3)	2 (22.2)	0 (0.0)	1 (11.1)	3 (33.3)
教育・学習支援業	7	7 (100)	2 (28.6)	0 (0.0)	1 (14.2)	1 (14.3)	3 (42.9)
サービス業	33	34 (100)	8 (23.5)	3 (8.8)	3 (8.8)	1 (2.9)	19 (55.9)
その他	12	13 (100)	5 (38.5)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (7.7)	6 (46.2)

Ⅸ 病気休職・病気休業制度

1 病気休職・病気休業制度(連続して1週間以上)の有無

病気休職・病気休業制度のある事業所は272事業所で、全体の58.7%となっている。

第35表 病気休職・病気休業制度の有無

(%)

区分	計	ある	ない
計	463 (100)	272 (58.7)	191 (41.3)
9人以下	65 (100)	31 (47.7)	34 (52.3)
10～29人	134 (100)	70 (52.2)	64 (47.8)
30～99人	171 (100)	101 (59.1)	70 (40.9)
100～299人	72 (100)	56 (77.8)	16 (22.2)
300人以上	21 (100)	14 (66.7)	7 (33.3)
建設業	65 (100)	34 (52.3)	31 (47.7)
製造業	147 (100)	83 (56.5)	64 (43.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (100)	5 (62.5)	3 (37.5)
運輸業	8 (100)	6 (75.0)	2 (25.0)
情報通信業	21 (100)	9 (42.9)	12 (57.1)
卸売業・小売業	80 (100)	42 (52.5)	38 (47.5)
金融業・保険業	9 (100)	8 (88.9)	1 (11.1)
宿泊業・飲食サービス業	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)
医療・福祉	16 (100)	11 (68.8)	5 (31.3)
教育・学習支援業	14 (100)	12 (85.7)	2 (14.3)
サービス業	63 (100)	38 (60.3)	25 (39.7)
その他	25 (100)	21 (84.0)	4 (16.0)

※未回答8社

2 病気休職・病気休業制度の利用期間

病気休職・病気休業制度の利用期間をみると、「1ヶ月未満」が最も多く49.8%、次いで「1ヶ月～3ヶ月」が28.6%となっている。

第36表 病気休職・病気休業制度の利用期間

(%)

区分	利用者数	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12ヶ月以上
計	285 (100)	112 (39.3)	92 (32.3)	35 (12.3)	24 (8.4)	9 (3.2)	13 (4.6)
9人以下	4 (100)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	19 (100)	9 (47.4)	7 (36.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (15.8)
30～99人	65 (100)	28 (43.1)	17 (26.2)	9 (13.8)	3 (4.6)	4 (6.2)	4 (6.2)
100～299人	83 (100)	27 (32.5)	32 (38.6)	8 (9.6)	9 (10.8)	4 (4.8)	3 (3.6)
300人以上	114 (100)	45 (39.5)	36 (31.6)	17 (14.9)	12 (10.5)	1 (0.9)	3 (2.6)
建設業	21 (100)	11 (52.4)	8 (38.1)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.8)
製造業	119 (100)	40 (33.6)	50 (42.0)	14 (11.8)	9 (7.6)	2 (1.7)	4 (3.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (100)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	6 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	2 (33.3)
情報通信業	15 (100)	5 (33.3)	6 (40.0)	2 (13.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)
卸売業・小売業	15 (100)	5 (33.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	3 (20.0)	2 (13.3)
金融業・保険業	31 (100)	13 (41.9)	7 (22.6)	5 (16.1)	4 (12.8)	0 (0.0)	2 (6.5)
宿泊業・飲食サービス業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	29 (100)	20 (69.0)	7 (24.1)	0 (0.0)	2 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	16 (100)	0 (0.0)	3 (18.8)	6 (37.5)	4 (25.0)	2 (12.5)	1 (6.3)
サービス業	24 (100)	14 (58.3)	5 (20.8)	4 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.2)
その他	8 (100)	4 (50.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

第37表 病気休職・病気休業制度のうち、メンタルヘルス上の理由による利用期間

(%)

区 分	利用者数	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～10ヶ月	10～12ヶ月	12ヶ月以上
計	67 (100)	10 (14.9)	20 (29.9)	12 (17.9)	13 (19.4)	5 (7.5)	7 (10.4)
9人以下	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～29人	3 (100)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)
30～99人	12 (100)	0 (0.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	3 (25.0)
100～299人	17 (100)	3 (17.6)	6 (35.3)	0 (0.0)	3 (17.6)	4 (23.5)	1 (5.9)
300人以上	35 (100)	6 (17.1)	10 (28.6)	9 (25.7)	8 (22.9)	1 (2.9)	1 (2.9)
建設業	2 (100)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
製造業	32 (100)	5 (15.6)	11 (34.4)	8 (25.0)	4 (12.5)	2 (6.3)	2 (6.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (100)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業	5 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.0)
情報通信業	2 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
卸売業・小売業	4 (100)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
金融業・保険業	9 (100)	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.4)	3 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
宿泊業・飲食サービス業	0 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
医療・福祉	5 (100)	1 (20.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育・学習支援業	5 (100)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
サービス業	2 (100)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)